

各種制度融資概要（セーフティネット等融資メニュー以外）

【2024（令和6）年4月現在】

資金名称		利用資格の概要		融資限度額	利率	融資期間(据置期間)	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
開業時及び開業後5年未満の方など	開業・スタートアップ応援資金	【開業資金】	<p>創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方又は業歴の浅い方で、次のいずれかに該当している方。</p> <p>次の①～⑦のいずれかに該当する方。 ただし、事業開始前若しくは事業開始後2カ月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金（※2）が必要です。</p> <p>【事業開始前・事業開始後5年未満】 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に個人で事業を開始しようとする方。 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 ③事業を営んでいない個人であって、事業を開始してから5年未満の方。 ④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。</p>	3,500万円	年1.4% (※3は1.2%)	10年以内(12ヵ月以内)	不要	年1.0%	取扱金融機関 または大阪信用保証協会・大阪府・市町村(大阪市を除く)	<p>(※1) ・原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するカバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「カバナンスチェックシート」を提出する必要がある。*</p> <p>(※2) ・原則として事業を開始しようとする方が当該事業に充てるために用意したもののうち、返済義務のない資金です。</p> <p>・自己資金は、原則として事業開始前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限り、ただし、開業資金をご利用いただく場合は、これから事業を開始される方は保証申込日の原則6ヵ月以前、すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6ヵ月以前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限り、(客観的証明書類等を添付できないものは、自己資金から除いてください。)</p> <p>・法人で事業を開始する場合の自己資金額は、資本金のうち代表者の出資分および事業に利用予定の代表者の個人預金等に限り、(客観的書類等を添付できないものは、自己資金から除いてください。)</p>
		無保証人対応(※1)	<p>次の②、④～⑦のいずれかに該当する方。 ただし、税務申告1期末了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金（※2）が必要です。</p> <p>⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから5年未満の会社。 【法人成り】 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社。</p>						取扱金融機関	
	【地域支援ネットワーク型】	<p>主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。また、融資後3年間、金融機関、商工会・商工会議所および大阪産業局のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する方。</p> <p>【事業開始前・事業開始後1年未満】 ⑧事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内(産業競争力強化法第2条第29項第1号に規程する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内)に個人で事業を開始しようとする方。 ⑨事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内(産業競争力強化法第2条第29項第1号に規程する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 ⑩事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方。 ⑪事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社。</p> <p>【事業開始後1年以上5年未満】 ⑫事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、又は開業後1年以内(開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑬事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、又は会社設立後1年以内(会社設立時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。</p> <p>【法人成り】 ⑭事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち、法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社。</p>	3,500万円	年1.2% (※3は1.0%)	10年以内(12ヵ月以内)	不要	年0.5%	取扱金融機関(※4)	<p>(※3) 女性：事業主が女性であること 若者：事業主が、受付時点で35歳未満であること シニア：事業主が、受付時点で55歳以上であること UJJターン該当者：東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県)で在住していた方が、府内で創業をするものであること なお、「利用資格の概要」の⑤⑥は、女性・若者・シニア・UJJターンの利用はできません。</p> <p>(※4) 開業・スタートアップ応援資金(地域支援ネットワーク型)取扱金融機関に限り、取扱地域及び取扱金融機関については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会にお尋ねください。</p> <p>※特定非営利活動法人については利用できません。</p> <p>※地域支援ネットワークとは、地域金融機関(信用金庫等)及び商工会・商工会議所・大阪産業局が中心となり、地域に展開する他の支援機関と有機的に連携し、当該地域で頑張る小規模企業者・開業者への総合的な支援(「金融と経営支援の一体化」)を行う枠組みです。</p> <p>※法人成りとは、個人で事業を開始したのち、新たに会社を設立して事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させたものをいいます。</p>	
	無保証人対応(※1)	<p>次の⑨、⑪、⑬～⑮のいずれかに該当する方。 ただし、税務申告1期末了の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金（※2）が必要です。</p> <p>⑮事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、又は開業後1年以内(個人で開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。</p>					年0.7%			

【補足】事業転換や多角化に取り組む方について

- 事業転換や多角化に必要な資金を申し込まれる場合は、新規事業計画書(指定様式)を添付いただくことで、開業・スタートアップ応援資金・小規模企業サポート資金・チャレンジ応援資金(法認定型)のご利用が可能です。
- 事業転換・多角化とは、現行事業を継続若しくは縮小(廃止を含む。)、現行事業とは別の新たな事業(総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類(飲食店の場合は中分類)について、現行事業と異なるもの。)を行うことをいいます。

担保について

有担保でお申込みの場合、不動産・有価証券等の確実な担保が必要です。  
※ 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格な場合がありますので詳しくは大阪信用保証協会へご確認ください。

連帯保証人について

必要となる場合があります。ただし、法人代表者(特定非営利活動法人は商業登記簿謄本に登記のある理事全員)を除いては、原則不要です。  
次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。  
・実質的な経営権を持つ方 ・事業承継予定者 ・同一事業に従事している配偶者  
・組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)等  
なお、全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度に係る無保証人対応を適用または事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は、不要です。



資金名称		利用資格の概要	融資限度額	
小規模企業者の方	【小規模資金】	大阪府内において原則として同一場所で融資申込の日以前6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することができる小規模企業者（1ページ参照）の方。	2,000万円(※5)	
	【地域支援ネットワーク型】 商工会・商工会議所の経営指導要	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方で、融資後3年間、商工会・商工会議所のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する小規模企業者（1ページ参照）の方。 ① 商工会・商工会議所が6ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ② 既に商工会・商工会議所の会員となっており、1年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ③ 日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用中の方で、商工会・商工会議所が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。		
	【市町村連携型】	この制度は、大阪府の小規模資金をベースに各市町村が独自に金利引下げや保証料補助等を行い、当該市町村内に事業所を有する事業者向けに優遇した制度として実施しているものです。 融資限度額、融資対象者、融資条件、取扱金融機関については、市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町村一覧（14ページ）をご確認のうえ、各市町村担当課までお問合せください。	市町村ごとに異なります。	
新たな取組にチャレンジされる方	【法認定型】 ※大阪府担当課等の認定要	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で経営環境変化等に対応するため、下記①、②いずれかの計画承認を受けた方または③に該当する方。 対象：①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円	
	【金融機関提案型】	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者の方で各取扱金融機関の定める要件に該当する方。 融資の種類、条件等については、金融機関提案型融資メニュー一覧（16～21ページ）をご確認のうえ、各取扱金融機関にお問合せください。	融資メニューごとに異なります。	
	【設備投資応援融資】 ※国等の認定要	一般型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。	2億円 うち、無担保8,000万円 （一般型とDX・カーボンニュートラル型の合計）
		DX・カーボンニュートラル型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。 ただし、DX・カーボンニュートラルに関連する資金に限ります。	
		計画認定型	一般型の条件に加え、以下のいずれかに該当する方（①～④は医療法人および特定非営利活動法人を除く。） ① 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方 ② 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方 ③ 中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ④ 中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ⑤ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方	①～④それぞれに 2億円 うち、無担保8,000万円 ⑤ 2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円
	市町村連携型	この制度は、大阪府の設備投資応援融資（一般型、DX・カーボンニュートラル型、計画認定型）をベースに各市町村が独自に金利引下げや保証料補助等を行い、当該市町村内に事業所を有する事業者向けに優遇した制度として実施しているものです。 融資限度額、融資対象者、融資条件、取扱金融機関については、市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町村一覧（13ページ）をご確認のうえ、各市町村担当課までお問合せください。	市町村ごとに異なります。	
【SDGsビジネス支援資金】	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者のうち、SDGsの取り組みに関する事業計画を策定し、その実行に取り組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関及び大阪信用保証協会に対し報告（融資後3年間・年1回）することが可能な方	2億円 うち、無担保8,000万円		

利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
年1.6%	10年以内（12ヵ月以内）	原則不要	保証協会所定	原則金融機関(※6)	(※5) 融資限度額は、大阪信用保証協会（他の保証協会を含む）の既存保証の残高を含めて2,000万円です。 （例：残高500万円の方の申込みは1,500万円までとなります。）
年1.4%	10年以内（12ヵ月以内）	原則不要		取扱金融機関(※7)	(※6) 民間金融機関との取引実績がない方等については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会での申込みも可能です。 (※7) 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）取扱金融機関に限ります。取扱地域及び取扱金融機関については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会にお尋ねください。開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）の取扱地域とは異なりますのでご注意ください。
市町村ごとに異なります。					※特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とする小規模特定非営利法人のみ申込みが可能です。
金融機関所定	20年以内【運転資金のみ】 又は7年以内【無担保】 （12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	年0.8%	取扱金融機関	※医療法人については利用はできません。 ※特定非営利活動法人については、①の利用はできません。
融資メニューごとに異なります。			保証付は保証協会所定 保証なしは不要		※特定非営利活動法人の利用については、金融機関ごとに要件が異なりますので、各取扱金融機関にお問合せください。
年1.2%以下の金融機関所定（固定金利）	10年以内（12ヵ月以内）【無担保】 20年以内（12ヵ月以内）【有担保】	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	一般型、DX・カーボンニュートラル型は保証協会所定(※8) 計画認定型は年0.7%		※運転資金は、設備資金に付随するもので、設備資金の1/2以内となります（計画認定型の利用資格②は運転資金は対象外）。 （申込時に事業計画で資金内容を確認します。） ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。ただし、「計画認定型①～④」については、医療法人・特定非営利活動法人は利用できません。 (※8) DX・カーボンニュートラル型は大阪信用保証協会の定める割引の対象となります。（概ね10%割引）
市町村ごとに異なります。	市町村ごとに異なります。		保証協会所定	※既存借入の借換はご利用いただけません。	
年1.4%以下の金融機関所定（固定金利）	7年以内（6ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定		